

国労本部電送No.87	発信日	発信	責任者	受領者
	2024年11月26日	業務部		

<事務連絡>

## ソフトバンク 2024 年度年末手当妥結について

本部は11月20日、「2024年度年末手当の支払いについて(闘申第7号)」について団体交渉を開催し、ソフトバンク会社は、2024年9月における各人の基本給×2.5ヵ月を支給するとの回答を行った。

会社は、第2四半期決算では増収増益となり、通期予想を上方修正したことは事実であるが、最終的な結果は予測が難しく、これまでの年末手当の支払いに関する考え方通りに支給するとした。

本部は、第2四半期決算は増収増益となり、中期経営計画の達成に向けて順調に推移している。その中で、深刻な物価高騰のもと、社員と家族の現状は実質賃金の減少も追い打ちをかけ我慢を強いられており、これまで通りに支給するとの考え方は社員と家族の労苦に報いる回答ではなく、取り扱いは「持ち帰り検討」とするとした。

11月26日、嘱託社員の労働条件等を引き続き協議していくことを確認し、組合員との議論を踏まえ、「2024年度年末手当の支払いについて(闘申第7号)」について妥結することとした。

### ○回答内容概要

**2024 年度年末手当 2.5 ヵ月**

**支払日 2024 年 12 月 13 日以降、準備でき次第**

以 上